

地域における人間らしい  
「ふつう」の暮らしを求めて  
～障がい者グループホームについて



特定非営利活動法人 1 to 1  
理事長 武井 剛

# はじめに

障がいのある人たちを取り巻く問題は、その世界や社会における  
**人のありかたや福祉における<理念>と<実践>を巡る問題**です。

そのため、そもそも人間にとて「幸せ」とはどういうことか？  
**人が「幸せ」に生きるために何か必要か？**ということを具体的にイメージし、我が身に引き寄せ考えることが必要です。

<制度>とは、あくまでも**主権者である私たち国民の<願い>**を実現するための手段に過ぎません。

# 1. 自己紹介・法人紹介

## <ざっくりと自己紹介>

- **1976年8月 神奈川県小田原市生まれ（三人兄弟の長男）**

1980年代の地方都市の暮らしが原風景（=「価値観」の源泉）。

三世代同居。「自然」や「歴史」、「生」「老」「死」は日常の中に。

- **80's後半の「明るさ・軽さ・強さ」を是とするバブル的価値観への反抗心。**

→冷戦の終結と経済のグローバル化が進んだ90's以降、国の崩壊を目撃。

- **2000年4月、米国人社長が経営するIT企業に就職。海浜幕張のWBGで勤務。**

→2001年9月、米国同時多発テロ事件を契機に先進国の「ありかた」と

自身の「生きかた」に疑問を持つ。革命の国「キューバ」との出会い。

- **2005年7月、20代最後の夏、船橋市内の小規模福祉作業所で働き始める。**

→2008年3月、作業所の仲間らと共に出立。特定非営利活動法人1to1設立。

⇒2009年6月、1to1による事業活動スタート。2012年より理事長に。

どこで・どんな人たちと・どんな風に生きるか？



# 特定非営利活動法人 1 to 1

- 2008年 3月 船橋市にて、法人設立  
約1年間の準備期間を経て・・・
- 2009年 6月 船橋市・習志野市にて、**就労継続支援B型**事業開始  
2011年 3月 東日本大震災発生。「ありふれた命と日常」を守りたいという想い。  
2015年12月 「経営理念・方針」を確立。「くらし」を支援する事業展開を構想。
- 2017年11月 船橋市にて、**共同生活援助（グループホーム）** 事業開始  
※「有事の拠点」となり得るよう一から設計。平屋・一棟建て・定員6名のGH。
- 2019年 4月 船橋市にて、**生活介護**事業開始  
※重度障がいのある方々やその家族の人生に一生かけて寄り添い続けていく決意。
- 2020年 7月 法人事務所を習志野市へ移転

# こだわってきたこと

- 根拠を持って、いのちの多様性を肯定する
- 障がいのある人たちと、まちのなかで暮らす  
人や地域とのかかわり合いの中で、生きる(生かされる)
- 一人一人の役割を見出し、か(た)ちにする

表示回数 9,595 回

共有 編集します

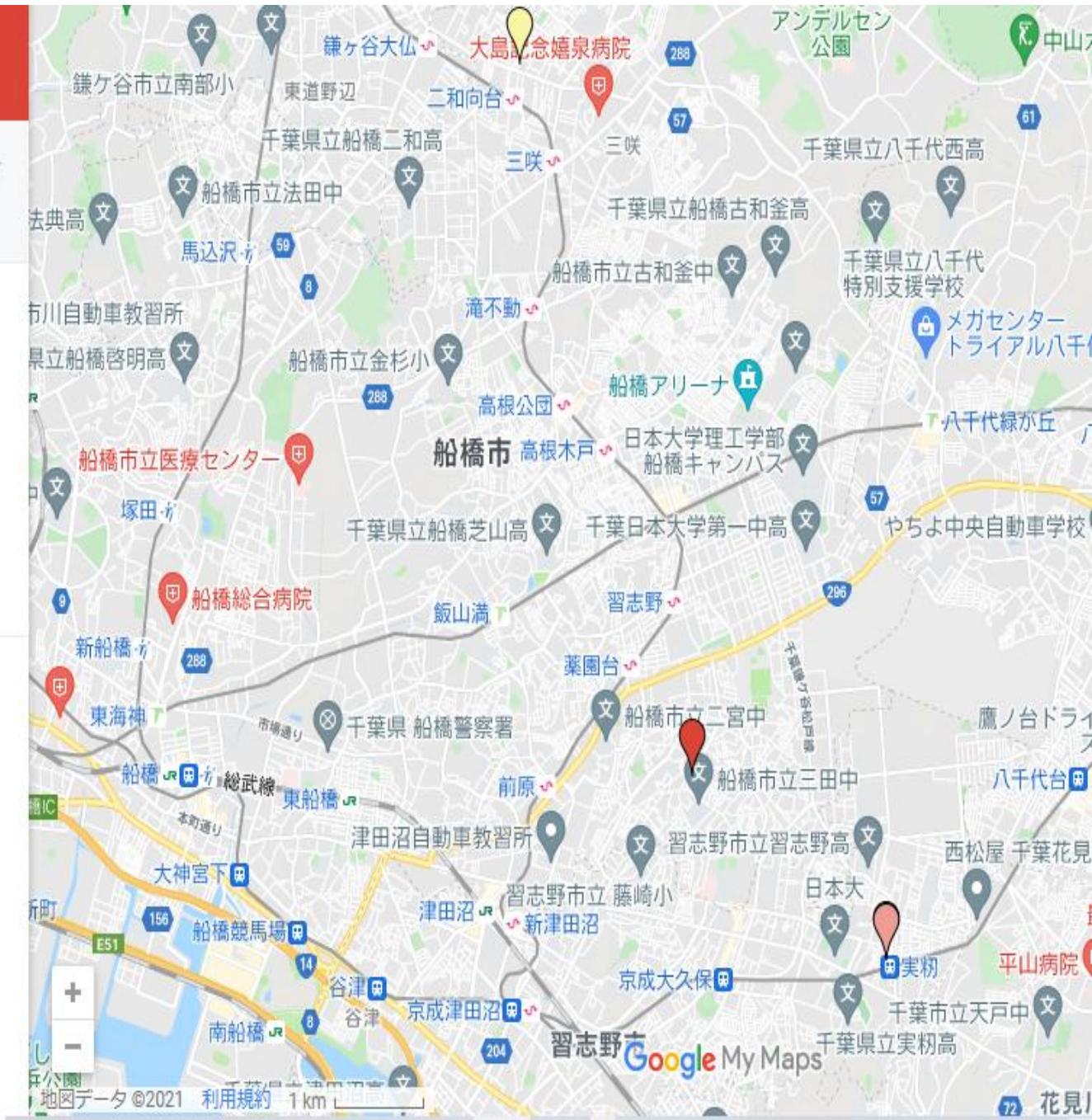
## ✓ 1to1事業所マップ

1to1船橋くらしサポートセンター ささえ

♈ Aries (ありえす)

● ぶろっさむ

### 特定非営利活動法人1to1





### 経営理念

私たちは、常に『個』の想いに寄り添い、人と人との『1 to 1』のかかわりを大切に育みます

### 行動指針

#### 一. 【基本姿勢・かかわり】

私たち一人一人が、同じ時代を、同じ地域社会の中で共に生きる仲間として、“いま・ここ”にいる一人一人と向き合い、その人固有の「役割」をつくり、《輝き》に変えます。

#### 一. 【組織風土・職場環境】

私たち一人一人が、「いきること」「はたらく」ことが本体持っている純粋な《喜び》を体現できるよう、常に自分自身を変化させ、“いま・ここ”を、風通しの良い、民主的な、人が共に育ち合う組織・職場に変えてゆきます。

#### 一. 【社会参加・地域創造】

私たち一人一人が、時代や社会の変化を常に敏感に感じながら、“いま・ここ”にいる仲間たちと社会との橋渡し役となり、《多様性》と《生命力》そして《やさしさ》に満ちた「共生社会」の創造と発展に寄与します。

3. 「グループホーム」という制度ができるまで

# 社会保障・社会福祉の成り立ち

- ・17～18世紀：産業革命で社会構造が変化。都市部で失業者や貧困労働者が増加。
- ・19～20世紀：戦争や震災、疫病で、傷病者、孤児、寡婦、貧困者等が大量発生。  
→国家の責任としての公的な救済実施体制の必要性から、欧州で制度化が進む。

<日本では…>

- ・1891年、国内初の民間の知的障がい児者施設「滝乃川学園」が開設（国立市）  
\*濃尾大地震で家と親を失った孤児が多数発生。教育者で社会事業家の石井亮一が  
私財を投げ打ち保護した19名の少女の中に2名の知的障害児がいたこときっかけ。
- ・1932年、「救護法」施行→「養老院」（身寄りのないお年寄り等を保護）
- ・1947年、「児童福祉法」施行→「養護施設（孤児院）」（戦争孤児等を保護）

# 戦後社会における社会福祉の変遷

- 1946年、「日本国憲法」制定→1951年、「社会福祉事業法」（社会福祉法）制定  
→国や地方自治体、社会福祉法人が「第一種社会福祉事業」を実施するも、基本、  
**入院・入所中心の施策で、措置制度という当事者の願いを無視した仕組み。**
- 1960～70年代の「自由」と「平等」を求める時代の風
  - （1）ノーマライゼーション（スウェーデン王国発）
    - ・障害のある子どもが、他の子たちと同じように教育を受ける機会を保障。
    - ・1500人収容の大型施設を、地域の中の20～30人の小規模 施設に。
    - ・公営の**ケア付き集合住宅「フォーカスハウス」**への分散入居の実現。

## （2）自立生活運動（アメリカ合衆国発）

- 1972年、カリフォルニア大学バークレー校の大学院を出て、教員として就職した呼吸器付き車椅子に乗ったポリオ（小児麻痺）患者の若者、エドワード・ロバーツ（1939-1995）が、**地域でケア付き自立生活を送るための拠点として「自立生活センター(CIL)」**を自ら設置。

経済的な独立と誰の助けも借りずに日常生活を送れることが「自立」とされていた時代にあって、そのことを明確に否定する＜価値観＞を彼は打ち出すこととなった。（→運動の世界的な広がりへ。）

人の手助けを借りて15分で衣服を着て仕事に出掛けられる人間は、自分で衣服を着るのに2時間かかるために家にいるほかない人間より自立している。-E・ロバーツ

# 日本での受けとめ（実践）

- ・1968年 4月に名古屋のジャズドラム工場（授産施設）で知的障害者8名と職員1名が就労。翌年3月、親会社の倒産と工場閉鎖を受けて「ゆたか共同作業所」を開設。  
※愛知（名古屋）同友会が、出資や建物建設、仕事の発注などで全面的に支援。  
→ 「共同作業所」（福祉作業所）の全国的な展開へ。 **（就労機会の保障）**
- ・1970年 脳性マヒなど身体障害の当事者らによる「青い芝の会」の差別解放運動が活発化。「障害者基本法」制定～基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重
- ・1972年 「全国車いす市民集会」→1979年、ボストンCILのエド・ロング氏が来日講演。
- ・1973年 東京都に端を発し、**全国で身体障害者の「ケア付き住宅」建設運動**が始まる。
- ・1974年 「重度度脳性麻痺者等介護人派遣事業」（ヘルパー派遣）が東京都で開始。
- ・1978年 就学猶予・就学免除の原則廃止。翌年、養護学校義務化。 **（教育・発達機会の保障）**
- ・1986年 日本初の「**自立生活センター**」ヒューマンケア協会が東京で発足。

1983年・23歳で施設を出て札幌市内のアパートやケア付き住宅で**自立生活**を実践した筋ジストロフィーの鹿野靖明さん（1959-2002）と彼を支えた介助スタッフとボランティアの方々（写真は、書籍『こんな夜更けにバナナかよ』より）



# 「グループホーム」誕生！

- 1980年代半ばスウェーデンで**痴呆症（認知症）** グループホームが誕生。日本では民間事業者による取り組みから始まり、1997年に制度化。
- 障害の分野では、1989年に**精神薄弱者地域生活支援事業**、1992年に**精神障害者地域生活支援事業**という名称で、知的・身体障害の方の「グループホーム」が制度化。（以前は「通勤寮」「福祉ホーム」）
- 2006年10月、「障害者自立支援法」が施行され、それまで障害ごとに分かれていたサービスが一本化。

→ 「グループホーム」が**共同生活援助事業**という名称で位置づけられる。

# 大規模施設や精神科病棟などの閉鎖された環境における 長期間の入所（入院）と集団処遇がもたらす悲劇



県の立入検査の結果、同園及び更生園(成人施設)における日常的な、暴行・虐待が確認された。

平成25年11月、県立施設の千葉県袖ヶ浦福祉センター養育園(児童施設)の利用者が死亡する事件が発生。



船形コロニー（知的障がい者500人が入所）の施設を回ってみると、利用者の人たちはみんな建物の中でウロウロウロウロしています。

「この人たちの日課は何ですか？」と聞いても、ほとんどない。職員はトイレの介助とかで走り回っていて、利用者の人たちはボウッとまるで幽霊のように歩いている。

（元コロニー雲仙施設長 田島 良昭氏）

入所施設の中で何十年も生活する自分を想像してみたら、入所本当に恐くなりました。自分のためにも、自分が愛する人のためにも、「志を高くもって」激しく活動しなければと、改めて気づかされたのです。そうした思いを込めて、「施設解体宣言」を出したのです。

（元宮城県知事 浅野史郎氏）

# ここまでまとめ

- ・障がいのある人たちにとっての「歴史」は、人として当然の幸せや権利（人権）、  
**「ふつうの暮らし」を求めて**、それらを一つずつ手にしてきた歩みそのもの。
- ・**「自立生活運動」**を担った身体障がいの当事者の人たちの実践が問いかけるもの。衣食住が整っていても、生活の全てを家族や他人に管理され、依存しながら暮らすことは、本当に**「生きている**」と言えるのか？
- ・**固有の尊厳と権利の主体である人（個人）**がまず存在し、一人一人が望む暮らしのかたちがある（と考える）。こうした暮らしを実現する／望まない暮らしを拒否するための現実的な選択肢＝社会資源の一つとして、「グループホーム」という＜制度＞は生まれたのだということ。

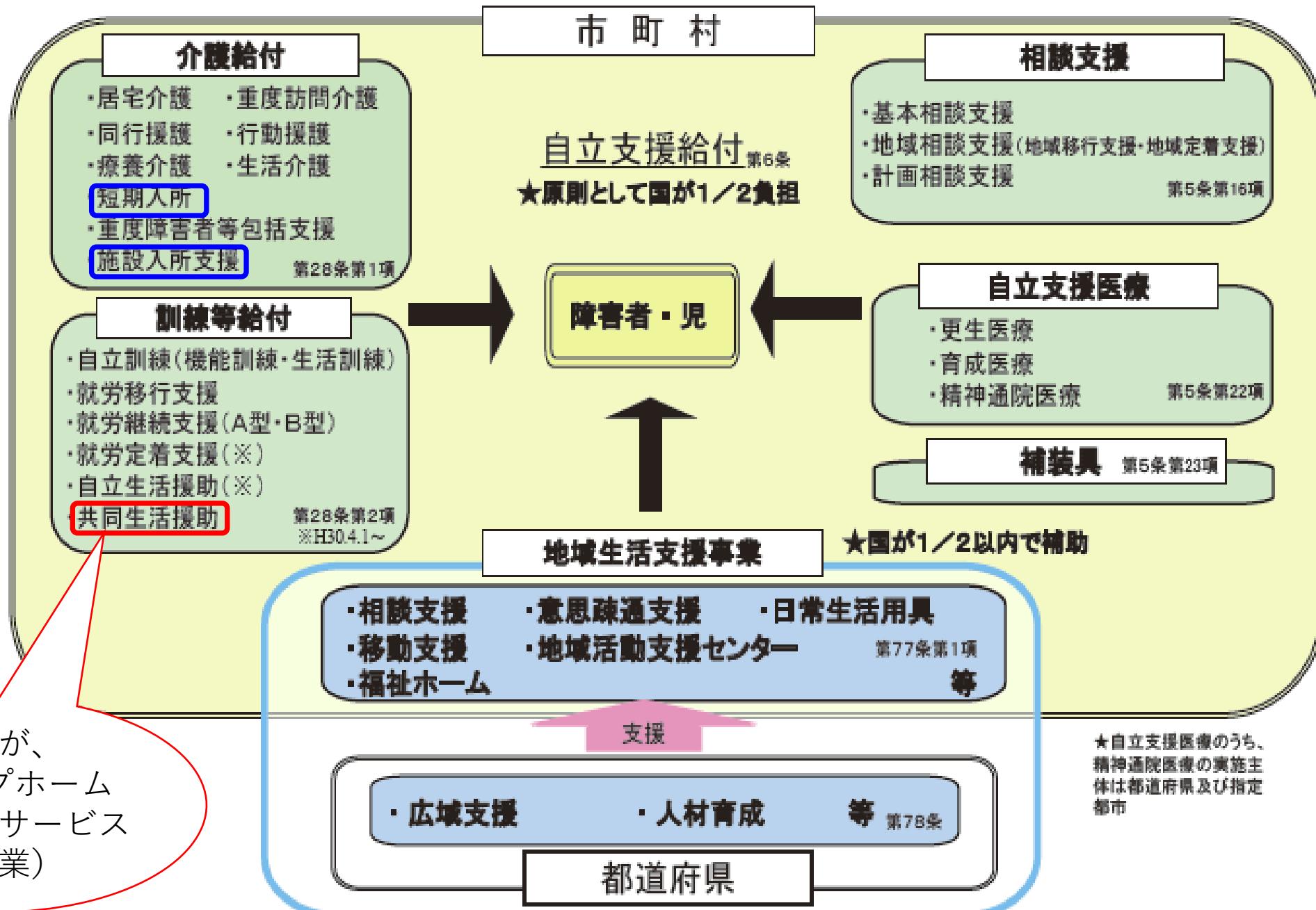
## 4. 現行制度におけるグループホームのかたち

# 障害者総合支援法の給付・事業

福祉サービスを受けたい人からの申請を受けて、市町村がサービスの支給期間や量などを決定。

それを見て、  
ご本人はサービス提供する事業者と個別に契約。

事業者は支援計画に基づいたサービスの提供を行う。



これが、  
グループホーム  
に関するサービス  
(事業)

# 共同生活援助事業（GH）とは

## <利用対象者>

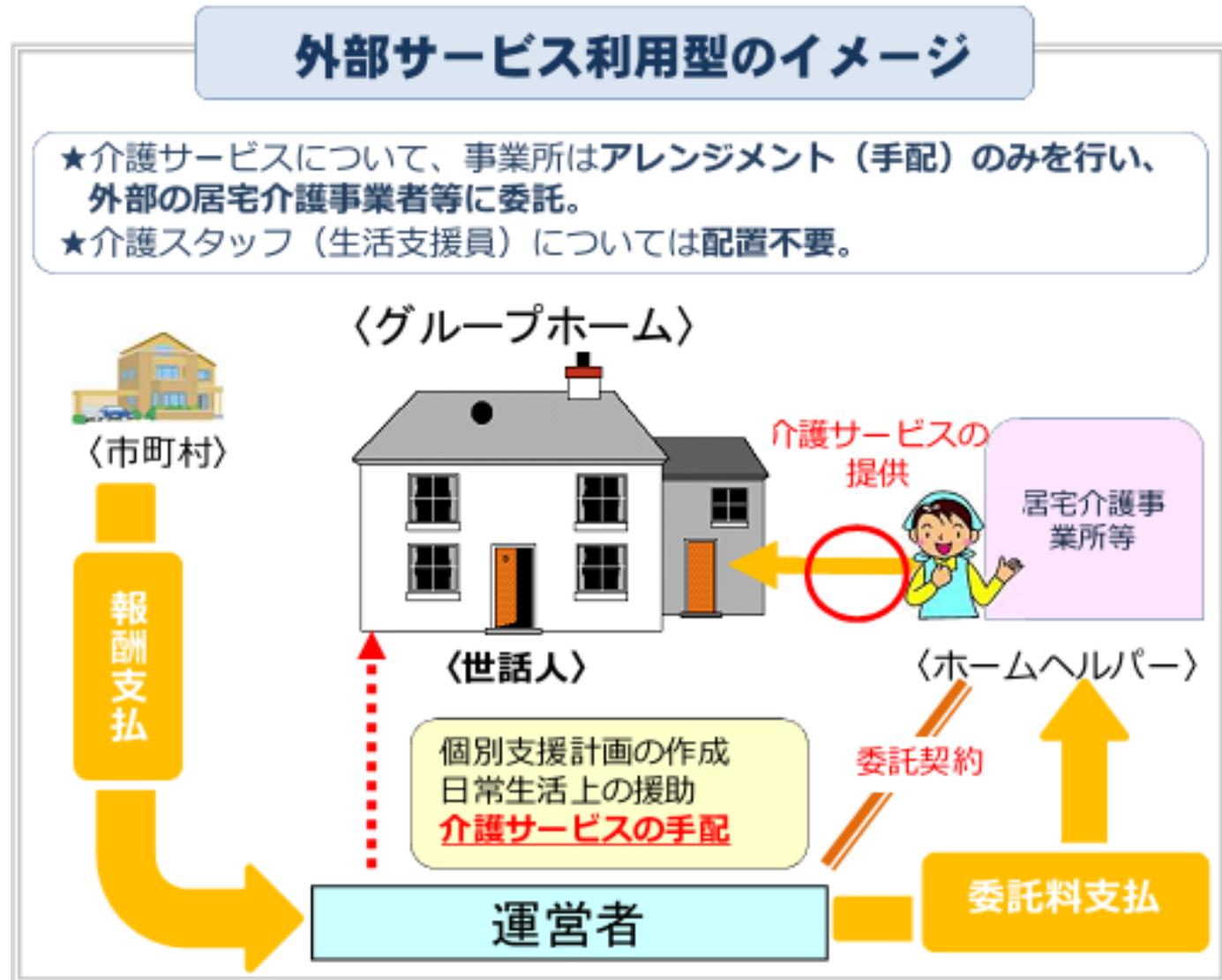
- ・サービスの支給決定を受けた18歳～64歳の障がい者または難病者
- ・64歳までに障害福祉サービスを利用していた65歳以上の方
- ・特殊な状況にある15歳～17歳の障がい児（要・児童相談所の許可）

## <3つの類型>

- ・外部サービス利用型
- ・介護サービス包括型
- ・日中サービス支援型

# (1) 外部サービス利用型GH

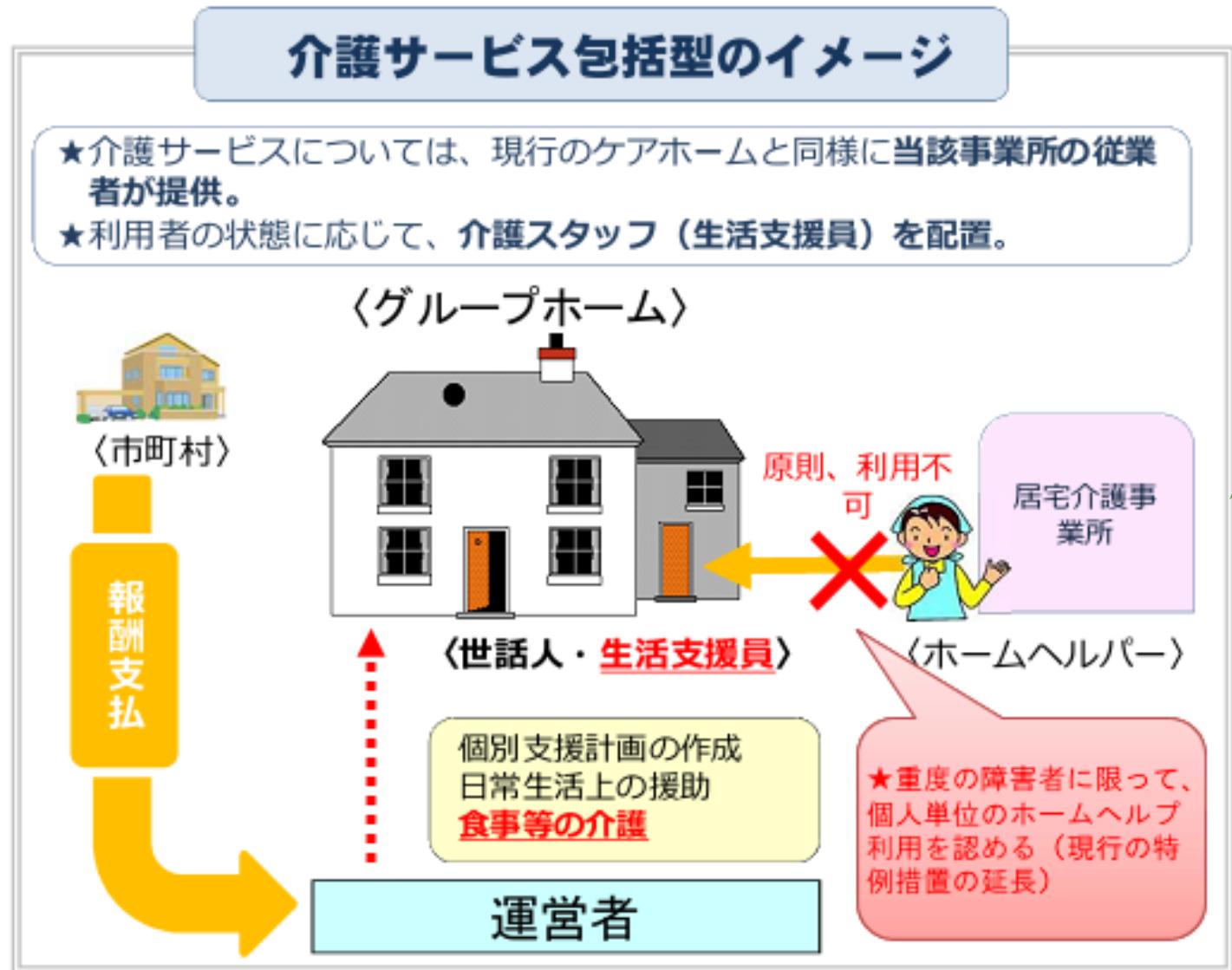
(1棟あたり2~10名)



介護保険で言うと…  
「サービス付き  
高齢者住宅」  
のような  
イメージ。

ホームヘルプ  
(居宅介護)  
サービスを  
入居者が、  
個別に契約。

## (2) 介護サービス包括型GH (1棟あたり2~10名)

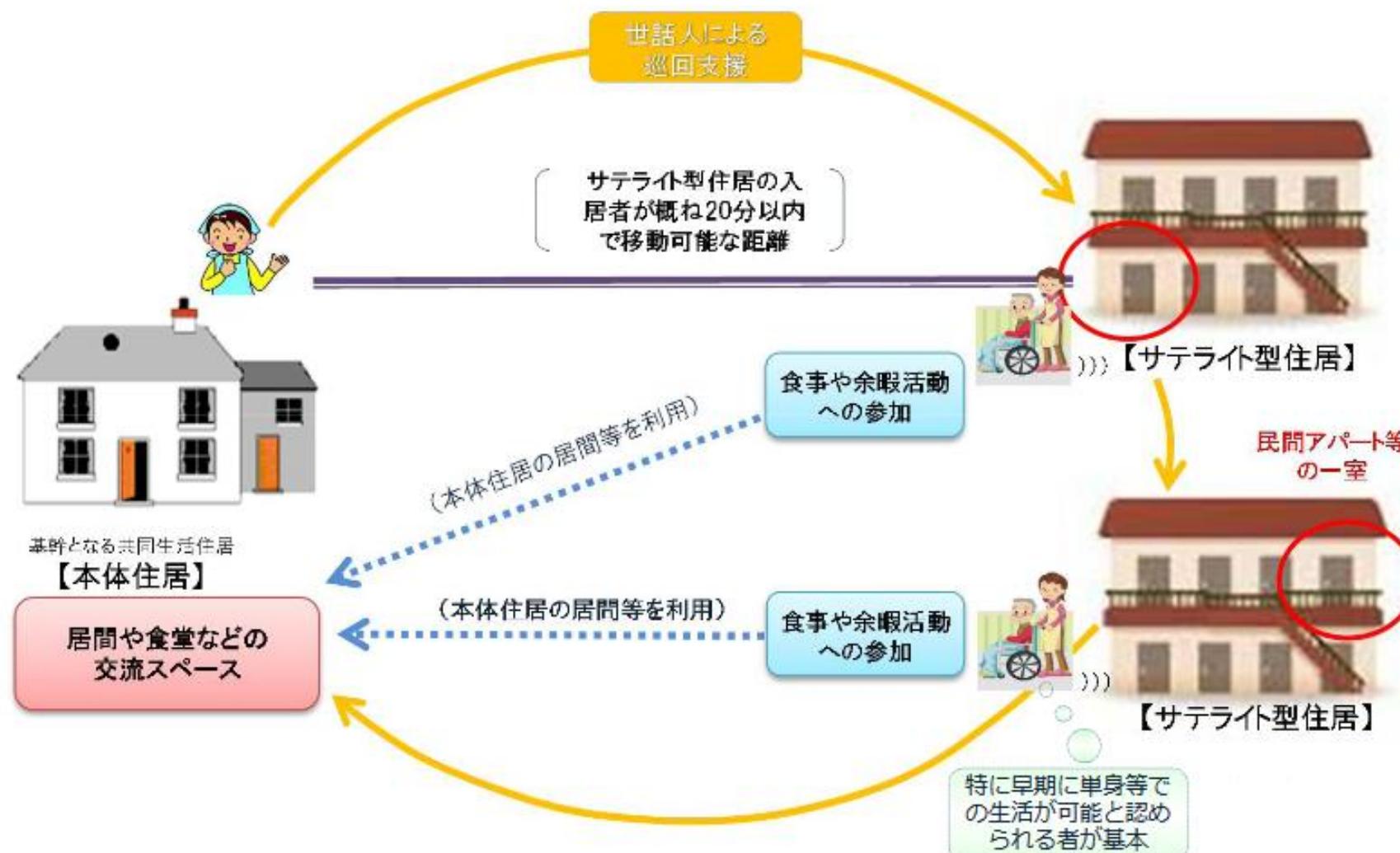


介護保険で言うと…  
「介護付き  
有料老人ホーム」  
のような  
イメージ

ホームヘルプ  
(居宅介護)  
サービスが  
予め  
グループホーム  
サービスに  
内在化。

# 付随サービス…サテライト型住居【2014年4月～】

本体住居（母屋）の”はなれ”で一人暮らしを練習。1サテライトにつき1名。



自立生活を目指し、本体ホームのサポートを受けて、一人暮らしの練習を行う。(原則3年以内)

※単独事業ではなく、前述の(1)や(2)に付随する事業。  
1ホームにつき2部屋まで。  
(本体定員が4名以下の場合は1部屋まで。)

### (3) 日中サービス支援型GH 【2018年4月～】

1棟あたり2～10名定員だが、玄関を分ければ最大20名まで可能。



グループホームに  
ショートステイの  
部屋を併設。

24時間・365日  
スタッフが常駐  
しているため、  
一般的なホーム  
に比べて  
高齢の方や障害が  
重い方が利用  
されることが多い。

# 入居者が負担する費用等

項目	金額の例	備考
家賃	40,000円	国や市町村による補助制度あり 実質的には半額以下に収まる
水光熱費	10,000円	かかった実費を請求
日用品費	3,000円	かかった実費を請求
食材料費	30,000円	朝・夕食を提供した場合
合計	83,000円	「障害基礎年金」や「生活保護」を受けて いる方がその範囲内で暮らしていくよう 設定する場合が多い。

※個々の居室に設置する家具や家電製品などの備品や布団や衣類、歯磨きなどの消耗品については、入居者自身で用意するケースが多い。

# ありえす since 2017.11～



# ありえす概要

- ・場所： 船橋市田喜野井3丁目の静かな住宅街の中
- ・建物： 木造 地上1階（平屋建て） 延べ床面積 134.15m<sup>2</sup>
- ・事業形態： 共同生活援助（介護サービス包括型）
- ・利用定員： 6名（居室が6部屋）
- ・入居者： 男性6名（障害支援区分3×2名、4×2名、5×2名）  
※入居者は「聖闘士」と呼ばれ、共に成長する仲間  
※皆さん平日日中は、法人や近隣の作業所等で就労
- ・特徴：
  - ☆ あたたかい家庭というより「男子シェアハウス」のような雰囲気
  - ☆ 掃除や炊事は、みんなで協力（できる人が、できることをする）
  - ☆ 時々ご家族（お母様方）がお部屋のチェック掃除に訪れる

皆さん、日中は近隣の職場や事業所等へ通って、  
**働いたり・遊んだり**して過ごしています。



## 5. 現状と課題

# （1）「暮らし」の土台を支えるサービス

- ・職員にとっては、働くことでお給料をもらえる「仕事の場」であっても、  
入居者にとっては、家賃とサービス料を払っている自分の家（住まい）。
- ・集団生活上の約束ごとはあるが、基本は＜自由＞に過ごして良い空間。  
ご本人が「誰にも気兼ねなく、リラックスして過ごせる」ことが大前提。
- ・その上で入居者は、職員と一緒に職場や事業所、地域とかかわりながら、  
一人一人の地域における「暮らし」のベースをかたちづくってゆく。

こうした「理念」をGHにかかわる人たち皆が共有（シェア）し合うことが大切！

## (2) 事業の持続可能性

- ・人の「暮らし」や「いのち」を支える仕事に、「休業日」はない。  
基本は、24時間・365日。育児や介護、農業や畜産などと同じ。
- ・一方で、支える側の「マンパワー」は有限。  
AIやロボットなどで「デジタル」で簡単に代替できないのが、福祉のしごと。  
特に人口減少社会においては、「働く人の確保」が大きな課題。
- ・だから、支え合い・共に生きる。  
ご近所同士、地域社会とのかかわり合いの中でみんなが暮らしてことが理想。  
ただし、都市化社会では「地域コミュニティ」そのものがやせ細っているまちもあるため、「繋がりづくり」にも工夫や知恵が必要。

### （3）グループホームは「終の棲家」たりえるか？

- ・グループホームは「家」なのだから・・・  
そこで暮らす人たちの**意思や願い**が、最大限尊重されて然るべき。
- ・つまり、**ご本人たちが住み慣れた場所での暮らしを望み続ける限り、事業者は、その願い・ニーズに応え続けていく必要がある。**
- ・その際、入居者の高年齢化に伴う心身・体調の変化に対応できるか？  
つまり、**「専門性」を高めていけるかどうか？** が課題となるだろう。  
もちろん、域内での福祉－医療－介護の柔軟な連携も。

## （4）一方で、「通過型」という考え方も

- ・親元から離れた共同生活や疑似的な単身生活を通じて、**生活スキルや知識、「自立」**に向けた意思を育て、「**次のステップ**」を目指す人もいる。
- ・一人暮らしや気の合う友人やパートナーあるいは**家族との同居**、さらには**結婚・出産・子育てetc.**という**人生の選択肢**だって、ない訳ではない。
- ・こうした**「今とは異なる暮らし」の可能性**をイメージし、チャレンジする意思を育んでゆく機会を設けることも、グループホームの重要な役目。

# さいごに

- ・ 「グループホーム」が今のような制度になって、早15年ほど。近年は、民間企業の参入も増え、全国展開するFC型のホームや、ハウスメーカーがデザインしたお洒落な建物も増えました。
- ・ しかし、今はまだ、供給側の事情で入居者が選別されたり、入居後も、暮らしかたをホームに合わせるケースも少なくありません。
- ・ 将来、障害のある人たちが今よりもっと気軽に**多様な「暮らし」の可能性**について思いを馳せ、**複数の選択肢の中から自らの意思で「選ぶ」**ことができる時代が訪れることを願っていますし、私たちもそのような社会の実現に寄与していきたいと思います。